社会福祉法人奈良県社会福祉協議会「奈良県交通遺児等援護事業」実施要綱

（目的）
第1条　この要綱は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「奈良県交通遺児等援護事業」に関し、必要な事項を定める。

（事業の目的）
第2条　この事業は、交通災害又は自然災害により、父又は母等を失った児童の健全な育成及びその福祉の増進を目的とする。

（事業の種類）
第3条　前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（1）交通遺児等激励金給付事業
（2）交通遺児等入学祝金給付事業
（3）交通遺児等就職・入学準備金給付事業
（4）交通遺児等交流会事業
（5）その他、目的達成に必要な事業

（用語の定義）
第4条　この要綱において、次に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。
（1）交通災害
交通の用に供する場所で運行していた車輌、船舶、航空機等による交通に起因する災害をいう。
（2）自然災害
風水害、地震その他異常な自然現象に起因する災害をいう。
（3）遺児
父又は母その他の保護者が、交通災害又は自然災害により死亡した、奈良県在住の満18才未満の児童をいう。
（4）保護者
親権を行う者、後見人その他の者であって、遺児を養育（遺児と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）するものをいう。

（交通遺児等激励金）
第5条　交通遺児等激励金は、当該年度予算の範囲内において、遺児一人につき100,000円と図書券（10,000円分）とする。
2　交通遺児等激励金は申請に基づき、保護者に対し給付するものとする。

（交通遺児等入学祝金）
第6条　交通遺児等入学祝金は、当該年度予算の範囲内において、遺児一人につき50,000円と図書券（10,000円分）とする。
2　交通遺児等入学祝金は遺児の小学校、中学校、高等学校等の各入学時の申請に基づき、保護者に対し給付するものとする。

（交通遺児等就職・入学準備金）
第7条　交通遺児等就職・入学準備金は、当該年度予算の範囲内において、就職又は大学等への進学・入学（予定）者、一人につき100,000円と図書券（10,000円分）とする。
2　交通遺児等就職・入学準備金は就職又は進学時の申請に基づき、保護者に対し一回に限り給付するものとする。

（交通遺児等交流会等事業）
第8条　遺児及び保護者を対象として、同じ境遇の者との交流を深める機会を設けるため、関連団体と連携した交流事業を行う。
2　関連団体が主催するイベント等に対しては、助成金申請書（別記様式 3）に基づき、当該年度予算の範囲内において助成を行う。

（給付申請）
第9条　保護者は、激励金又は入学祝金、就職・入学準備金の給付を受けようとするときは、交通遺児等援護事業給付申請書（様式1）に、次の各号に掲げる書類を添え、居住地の市町村長を経由して、本会会長に提出しなければならない。
（1）激励金
①住民票（死亡者の除票を含む）
②死亡診断書
③事故証明書
④口座振込申出書（様式 4）
（2）入学祝金
①在学証明書
②口座振込申出書（様式 4）
（3）就職・入学準備金
①採用（内定）通知等又は合格通知
②口座振込申出書（様式 4）
2　居住地の市町村長は、前項の規定により申請書を受理したときは、記載事項の事実について確認のうえ、本会会長に提出するものとする。

（給付決定等）
第 10 条　本会会長は、前条の申請書を受理したときは、受給資格の有無を確認のうえ、激励金又は入学祝金、就職・入学準備金の給付の可否を決定し、その内容等を居住地の市町村長を経由して申請者に書面（様式2）により通知するものとする。

（給付方法）
第 11 条　本会会長は、前条により給付を決定したときは、すみやかに申請者に給付するものとする。

（返　還）
第 12 条　本会会長は、偽りその他不正の手段により、激励金又は入学祝金、就職・入学準備金の給付を受けた者があるときは、既に支給した金額の全部をその者から返還させることができる。

（帳簿の備付け）
第 13 条　本会会長は、激励金又は入学祝金、就職・入学準備金の給付に関し、奈良県交通遺児等援護事業給付台帳（様式 5）を備え付けなければならない。

（運用基準）
第 14 条　この要綱の実施に関し、必要な運用基準は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27 年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 6 月 10 日から施行する。